

UBS中国新時代株式ファンド（年1回決算型）／（年2回決算型）

追加型投信／海外／株式



ファンドの特色

- 中国企業の株式を実質的な主要投資対象とします。
- 構造的な成長が期待されるセクターの中で、相対的に高い競争優位性を有する企業を選別し、投資を行います。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

※当レポートにおける分配金については全て税引前としております。また、基準価額の記載については全て信託報酬控除後としております。

運用実績（年1回決算型）

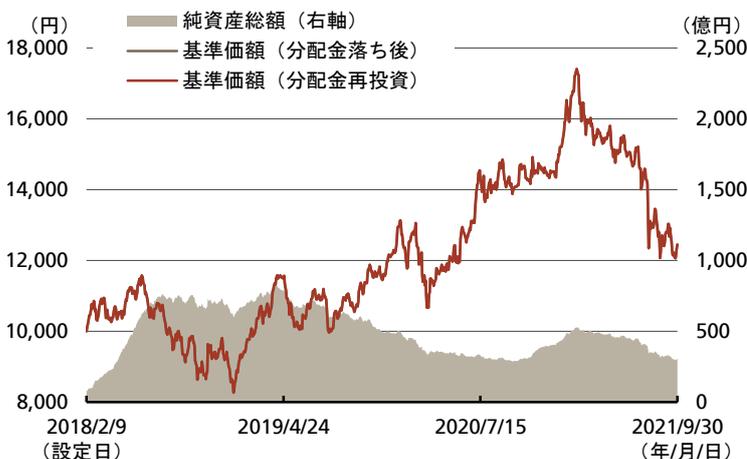
ファンドデータ

基準価額	12,453円
純資産総額	304.3億円
設定日	2018年2月9日
信託期間	2018年2月9日から 2028年2月25日まで
決算日	原則として毎年2月25日 (休業日の場合は翌営業日)

分配金実績（1万口当たり、税引前）

決算日	分配金額
2019年2月25日	0円
2020年2月25日	0円
2021年2月25日	0円
—	—
—	—
設定来累計	0円

基準価額と純資産総額の推移



基準価額（分配金再投資）の騰落率

	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1年	3年	設定来
ファンド	0.35%	-17.43%	-19.85%	-11.14%	26.44%	24.53%

運用実績（年2回決算型）

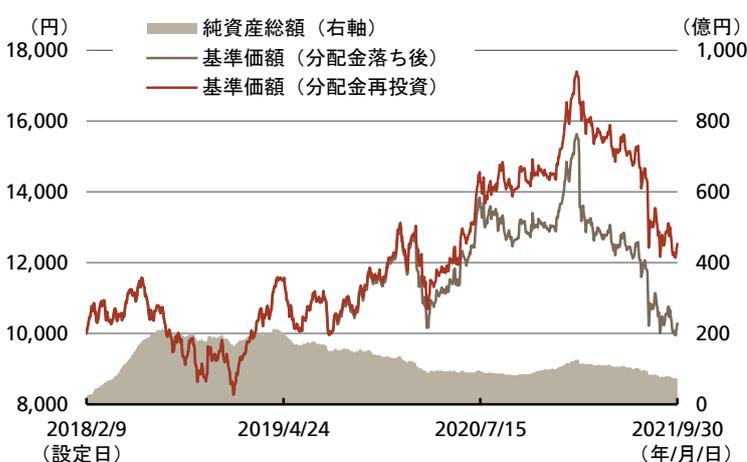
ファンドデータ

基準価額	10,277円
純資産総額	74.2億円
設定日	2018年2月9日
信託期間	2018年2月9日から 2028年2月25日まで
決算日	原則として毎年2月および 8月の各25日 (休業日の場合は翌営業日)

分配金実績（1万口当たり、税引前）

決算日	分配金額
2019年8月26日	100円
2020年2月25日	500円
2020年8月25日	750円
2021年2月25日	1,250円
2021年8月25日	30円
設定来累計	2,630円

基準価額と純資産総額の推移



基準価額（分配金再投資）の騰落率

	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1年	3年	設定来
ファンド	0.38%	-17.39%	-19.80%	-10.58%	27.18%	25.31%

※分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。ただし、運用状況等によっては、委託会社の判断で分配金の金額が変わる場合、又は分配金が支払われない場合があります。上記の分配金は過去の実績であり、将来の分配金を示唆、保証するものではありません。

※上記の基準価額と純資産総額の推移グラフは設定日から報告基準日までのデータを表示しています。基準価額（分配金再投資）は、運用管理費用（信託報酬）控除後、ファンドの分配金（1万口当たり、税引前）でファンドを購入（再投資）したと仮定した場合の価額です。

※騰落率は各応答日で計算しています。応答日が休業日の場合は前営業日の数値で計算しています。

※基準価額の騰落率と実際の投資家利回りは異なります。

※上記は過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

ポートフォリオの状況

資産構成比（年1回決算型）

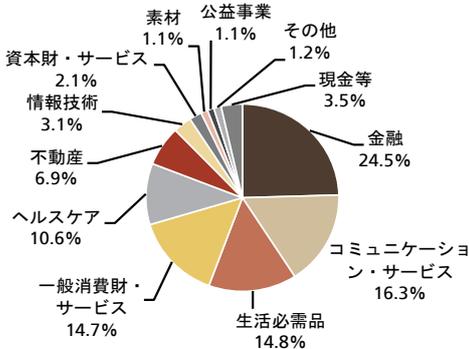
UBS(Lux)エクイティ・ファンド - チャイナ・オポチュニティ(USD)	95.3%
UBS短期円金利プラス・ファンド (適格機関投資家向け)	0.0%
その他現金等	4.7%
	100.0%

資産構成比（年2回決算型）

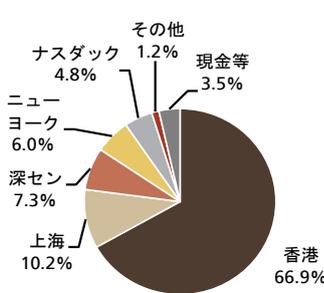
UBS(Lux)エクイティ・ファンド - チャイナ・オポチュニティ(USD)	95.9%
UBS短期円金利プラス・ファンド (適格機関投資家向け)	0.0%
その他現金等	4.1%
	100.0%

※資産構成比は、各ファンドの純資産総額に占める割合です。

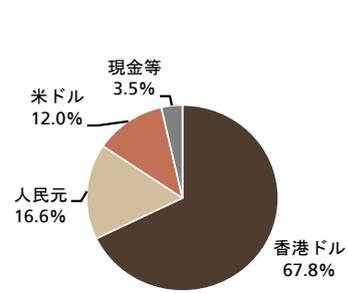
業種別構成比



市場別構成比



通貨別構成比



※業種別/市場別/通貨別構成比は、「UBS(Lux)エクイティ・ファンド - チャイナ・オポチュニティ(USD)」の純資産総額に占める割合です。

※中国籍、香港籍もしくは主に中国に活動拠点を置く企業等の株式(預託証券等を含みます。)を主な投資対象としており、市場別構成比の「ニューヨーク」、「ナスダック」は、ADR等です。表示桁未満の数値がある場合、四捨五入で処理しています。

組入上位10銘柄（銘柄数合計： 69銘柄）

銘柄名	業種	構成比
1. 騰訊（テンセント・ホールディングス） IT・インターネットサービス大手。子会社を通じてコミュニケーションツール、ポータルサイト、ゲーム、動画配信などのサービスを提供する。	コミュニケーション・サービス	9.8%
2. 貴州茅臺酒（グイジョウ・マオタイ） 貴州省茅台地区を拠点とする酒造メーカー。中国の伝統的蒸留酒である白酒（バイチュウ）の製造大手。「茅台（マオタイ）」のブランド名で広く知られる。	生活必需品	8.6%
3. 招商銀行（チャイナ・マーチャント・バンク） 商業銀行。中国を主とする国内外市場で、法人向け金融サービス、個人向け金融サービス、その他の事業を運営する。	金融	5.4%
4. アリババ・グループ・ホールディング-ADR Eコマース大手。企業間、企業消費者間、消費者間のオンライン取引プラットフォーム、決済サービス、クラウド・コンピューティングなどのサービスを提供する。	一般消費財・サービス	5.1%
5. 網易（ネットイーズ）-ADR インターネット・サービス会社。オンラインゲームを中核として、電子メール、インターネット検索エンジン、オンライン広告、Eコマースなどのサービスを提供する。	コミュニケーション・サービス	4.5%
6. 中国平安保険(集団)（ピンアン・インシュアランス） 保険会社。損害、災害、生命保険などの保険サービスを提供する。金融サービスも手掛ける。	金融	4.4%
7. 香港証券取引所（ホンコン・エクスチェンジ&クリアリング） 株式取引所、先物取引所を運営し、関連決済業務を行う。	金融	4.3%
8. 石薬集団（CSPC ファーマスーティカル・グループ） 製薬会社。旧名中国製薬集団。抗生物質、ビタミンC、ジェネリック医薬品が主力であるが、2012年の石薬集団買収を機に新薬開発も主力事業に加えている。	ヘルスケア	3.7%
9. 平安銀行（ピンアン・バンク） 商業銀行。人民元および外国通貨の預金から、ローン、国内外決済、手形割引、外国為替取引、信用状、保証業務等のサービスを提供。	金融	3.5%
10. アリババ・グループ・ホールディング Eコマース大手。企業間、企業消費者間、消費者間のオンライン取引プラットフォーム、決済サービス、クラウド・コンピューティングなどのサービスを提供する。	一般消費財・サービス	3.5%

※構成比は、「UBS(Lux)エクイティ・ファンド - チャイナ・オポチュニティ(USD)」の純資産総額に占める割合です。業種:MSCI分類に準拠しています。

※上記は基準日時点におけるデータであり、いかなる個別銘柄の売買、ポートフォリオの構築、投資戦略の採用等の行為を推奨するものではありません。

また、将来の成果を示唆・保証するものではなく、市場動向等により変動します。ポートフォリオの内容は市場動向等を勘案して随時変更されます。

市場概況と今後の見通し

市場概況:

9月の中国株式市場は、前月末比で下落しました。

月の序盤、中国政府が中小企業向けの新市場として「北京証券取引所」の設立計画を発表したことや、政府高官が「民間経済を支援する方針に変わりはない」との考えを示したことなどを好感して、中国株式市場は上昇基調で推移しました。また、商品相場の上昇などを背景に、資源関連銘柄を中心に買いが広がったことも、相場全体を押し上げました。しかし月の中盤、中国当局による国内インターネット企業への規制強化の動きが嫌気されたほか、大手不動産開発会社の債務悪化に対する警戒感の高まりなどを背景に、中国株式市場は下げに転じました。また、8月の小売売上高が市場予想を大幅に下回ったことを受けて、中国経済の鈍化が懸念されたことも重石となりました。

月の後半、流動性の確保に向けて、中国人民銀行（中央銀行）が金融市場に短期資金を供給したことなどが下支えとなった一方で、国内の深刻な電力不足による経済への影響懸念のほか、前述の大手不動産開発会社の債務問題を巡る動きなどに左右されて、中国株式市場は一進一退の展開となりました。最終的に、前月末比で下落して月を終えました。

運用経過:

9月の基準価額は、年1回決算型、年2回決算型ともに小幅に上昇しました。

運用において、当月相対的にプラス寄与した主な銘柄は、貴州茅臺酒（グイジョウ・マオタイ）などでした。一方、総合スポーツ用品メーカーの李宁（リーニン）などの保有が主たるマイナス要因となりました。

今後の見通し:

現在の中国の経済成長モデルは、「成長の量から質重視」へと変化していると思われます。政府は国内の絶対的貧困をなくすための過去10年にわたる取り組みを経て、優先順位を経済成長と持続可能性とのバランスや、社会的平等と安全保障へと移していると考えます。昨年終盤以降、中国国内ではフィンテック、巨大IT企業、学習塾、暗号資産（仮想通貨）、炭素排出量などの分野に新たな規制が導入されたことが、これらを裏付けていると思われます。また、中国当局は、半導体、生命科学、ヘルスケアなどの国家戦略的に重要と位置づけている産業の発展を優先するとともに、「ニューエコノミー」（今後の成長がより期待できると考えられる）産業の爆発的な成長がもたらす予期せぬ弊害にも対処しようとしていると考えます。

足元の中国株式のバリュエーションは、市場の調整を受けて魅力的な水準まで低下していますが、引き続き短期的に当局による規制リスクの影響が市場の重石やボラティリティの上昇につながる事が予想されます。

同国には、当局による規制強化の影響や競争激化などから、短期的な逆風が見込まれる企業が一部存在していますが、一方で優れた経営陣を配し、持続的な成長を実現し得る優良企業が多数存在していると考えます。懸念材料は依然として見られるものの、当ファンドでは中国株式市場に対して、引き続き長期的な観点で楽観的な見通しを有しています。

※上記は本資料作成時点のものであり、将来の動向や結果を示唆、保証するものではありません。また、将来予告なしに変更する場合があります。

ファンドの主なリスク

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動きによる影響（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）を受けますが、これら運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

■ 株式の価格変動リスク

・株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、株式の需給関係、発行企業の業績等を反映して変動します。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。新興国の株式は先進国に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。

・信用リスク

株式の発行企業の業績悪化や経営不安、倒産等に陥った場合には投資資金の回収が出来なくなる場合があります、基準価額に影響を与える要因となります。

■ 解約によるファンドの資金流出に伴うリスクおよび流動性リスク

短期間に相当額の解約申込があった場合や、市場を取巻く環境の急激な変化等により市場が混乱し流動性が低下した場合は、保有有価証券を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあります。また、新興国の株式は先進国の株式に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。

■ 為替変動リスク

実質外貨建資産については原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、円と実質外貨建資産に係る通貨との為替変動の影響を受けることになり、円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

■ カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となったりする場合があります。なお、当ファンドが実質的に投資を行う新興諸国・地域には、一般的に先進国と比較して、「政治・経済および社会情勢等の変化の度合いおよび速度が大きい傾向にあること」、「資産の移転に関する規制等が導入される可能性が高いこと」、「企業等の開示に関する正確な情報確保が難しいこと」等のリスクおよび留意点があります。

■ 中国A株投資に関するリスク

中国の証券市場では、内外資本取引に制限が設けられており、中国政府当局の政策変更等により、現在の通貨規制、資本規制、税制等が突然変更される可能性があります。中国A株投資では、こうした中国証券制度上の制限や規制等の変更の影響を受けることがあります。

当ファンドの投資先ファンドにおいて、ストックコネクトまたはQFII/RQFIIを通じて中国A株に投資する場合があります。ストックコネクトを通じた中国A株投資では、取引執行、決済等に関する条件や制限により、意図したおりの取引ができない場合があります。また、ストックコネクトを通じて取得した株式は現地保管機関等により保管されますが、当該株式にかかる権利行使はストックコネクト特有の条件や制限に服することとなり、権利行使が制限される可能性があること、当該株式は現地の投資家補償基金や中国証券投資家保護基金の保護の対象ではないこと等のリスクがあります。これらの要因により当ファンドの基準価額が大きく影響を受けることや、ファンドの換金請求代金等の支払いが遅延したり、信託財産の一部の回収が困難となったり、また市場の急激な変動により基準価額が大きく下落する場合があります。加えて、ストックコネクトは新しい制度であり、今後更なる規制が課される可能性があります。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

【指定外国投資信託における解約制限】

指定外国投資信託では、1日の解約額が指定外国投資信託の純資産総額の10%を超える等大量の解約が集中した場合に、解約申込に制限をかける場合があります。これにより、当ファンドの換金申込の一部または全部が行えないなどの影響を受ける可能性があります。

【分配金に関する留意点】

分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

「リスク管理体制」等については、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

ファンドの費用

当ファンドの購入時や保有期間中には以下の費用がかかります。

■ 投資者が直接的に負担する費用

時期	項目	費用
購入時	購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、 3.3% (税抜 3.0%) 以内 で販売会社が定める率を乗じて得た額を、販売会社が定める方法により支払うものとします。 ※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価です。
換金時	信託財産留保額	ありません。

■ 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

時期	項目	費用	
保有時	運用管理費用 (信託報酬)	当ファンド	日々の純資産総額に 年率1.903% (税抜年率1.73%) を乗じて得た額とします。 (運用管理費用(信託報酬) = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率) 配分は以下の通りです。(税抜、年率表示)
		委託会社	0.85% 委託した資金の運用の対価
		販売会社	0.85% 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
		受託会社	0.03% 運用財産の管理、運用指図実行等の対価
		※運用管理費用(信託報酬)は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のとき([年1回決算型]においては、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日を含みます。)ファンドから支払われます。	
	投資対象とする 投資信託証券	ファンドの純資産総額に対して年率0.18%程度 (委託会社が試算した概算値)	
	実質的な負担	当ファンドの純資産総額に対して 年率2.083%程度	
その他の費用・ 手数料	諸費用(日々の純資産総額に対して上限年率0.1%)として、日々計上され、原則毎計算期末または信託終了のとき([年1回決算型]においては、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日を含みます。)ファンドから支払われる主な費用		
	監査費用	監査法人等に支払うファンド監査に係る費用	
	印刷費用等	法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用(EDINET含む)等	
	実費として、原則発生の都度ファンドから支払われる主な費用		
	売買委託手数料	有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料	
	保管費用	海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用	
		※信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。	

投資者の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

お申込メモ

購入単位	販売会社が独自に定める単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額（基準価額は1万口当たりで表示、当初元本1口＝1円）
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が独自に定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して6営業日目から販売会社でお支払いします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までには販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。
購入・換金不可日	香港証券取引所、上海証券取引所もしくは深セン証券取引所の休業日またはルクセンブルクの銀行の休業日と同日の場合には、購入および換金の申込の受付は行いません。
信託期間	2018年2月9日から2028年2月25日まで ※受益者に有利であると認めるときは信託期間の延長をすることができます。
繰上償還	信託契約の一部解約により純資産総額が30億円を下回ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときには、ファンドが繰上償還となることがあります。
決算日	[年1回決算型] 原則として毎年2月25日（休業日の場合は翌営業日） [年2回決算型] 原則として毎年2月25日および8月25日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	[年1回決算型] 毎決算時（毎年2月25日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に収益分配方針に基づいて分配を行います。（再投資可能） [年2回決算型] 毎決算時（毎年2月25日および8月25日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に収益分配方針に基づいて分配を行います。（再投資可能）
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 益金不算入制度および配当控除の適用はありません。

ファンドの関係法人

委託会社	UBSアセット・マネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第412号 加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会				
受託会社	三井住友信託銀行株式会社				
販売会社	加入協会				
商号等		日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
野村證券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第142号	○	○	○	○
東洋証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第121号	○			○
株式会社新生銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第10号	○		○	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第44号	○		○	○
auカブコム証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第61号	○	○	○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第165号	○	○	○	○

本資料は、運用状況に関する情報提供を目的として、UBSアセット・マネジメント株式会社によって作成された資料です。投資信託は値動きのある有価証券（外貨建資産には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本は保証されているものではありません。また、投資信託は預貯金とは異なり、元本は保証されておらず、投資した資産の減少を含むリスクがあることをご理解の上、購入のお申込をお願いいたします。投資信託は預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関を通じてご購入頂いた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。本資料は各種の信頼できると考えられる情報源から作成されておりますが、その正確性・完全性が保証されているものではありません。本資料の中で記載されている内容・数値・図表・意見・予測等は、本資料作成時点のものであり、将来の市場動向、運用成果等を示唆・保証するものではなく、また今後予告なく変更されることがあります。購入のお申込にあたっては、販売会社より投資信託説明書（交付目論見書）等をお渡ししますので、必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断くださいますようお願いいたします。

© UBS 2021. キーシボル及びUBSの各標章は、UBSの登録又は未登録商標です。UBSは全ての権利を留保します。